

子宮頸がん予防のためのHPVワクチンキャッチアップ接種の期限延長について

キャッチアップ接種期間が「令和4年4月1日～令和7年3月31日まで」であるところ、この夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況を踏まえ、キャッチアップ接種期間中に接種を開始した方が、公費で接種完了できるようにする経過措置が設けられました。

◆対象者

- キャッチアップ接種対象者のうち、令和4年4月1日～令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方
- 平成20年度生まれの女子で、令和4年4月1日～令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方

◆期間 令和8年3月31日(火)まで

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 保健衛生係 ☎43-2836
佐賀支所 地域住民課 保健センター ☎55-7373

農業委員会だより



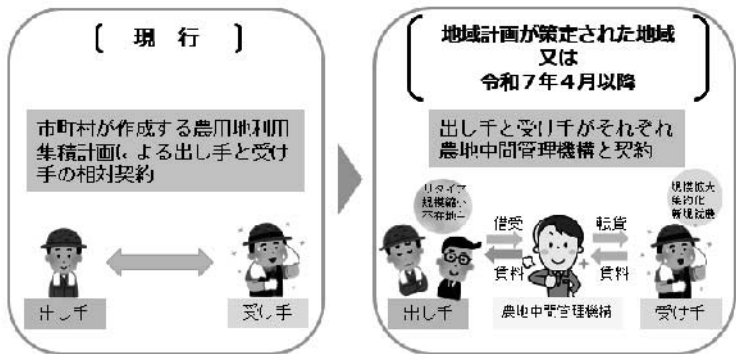
令和7年4月から農地の貸借方法が変わります

1. 相対(貸す方と借りる方による当事者間の利用権設定)が終了します

令和7年4月1日から、農地の利用権設定(農地の貸借に関する権利の設定)については、①農地を貸したい方と借りたい方が賃借料や契約期間などについて直接調整を行う相対による利用権と、②農地中間管理機構(高知県農業公社)を通じて行うもの(農地中間管理事業)とがありましたが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年4月1日から農地中間管理事業に一本化されます。

2. 今後の農地貸借の方法について

- 高知県農業公社が行う農地中間管理事業による利用権設定(前述の②の制度による方法です。期間満了になれば自動的に解約されますので、更新したい場合は再度手続きが必要です。)
- 農地法3条による賃借権の設定(これまでこの方法はありましたが、利用権とは違い、許可制度になります。期間満了となっても、別途、解約手続きをしない限り、権利を終了させることはできません。)それぞれのケースに応じて手続きのご案内をさせていただきます。まずは農業委員会までご相談ください。



○お問い合わせ 農業委員会事務局 ☎43-1888

有料広告

団体活動のための小さな掛金大きな補償

スポーツ安全保険®

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、レクリエーション活動などを行う4名以上のアマチュアのクラブ・サークル・グループが加入できます。



保険の詳細内容、資料の請求は、ホームページをご覧ください。

インターネットでかんたん加入
<https://www.sportsanzen.org>



公益財団法人スポーツ安全協会